

## 議案第9号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正  
について

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年高根沢町条例第10号）の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和4年3月2日

高根沢町長 加藤公博

## 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正の概要について

### 1 改正理由

任期付職員の任用等に際し留意すべき事項を示した「任期付運用通知」（平成16年8月1日付け総務省自治行政局）が改正されたこと等に伴い、所要の改正をしようとするものです。

### 2 改正内容

#### （1）初任給の決定等について

一定の期間内に終了することが見込まれる業務等に期間を限って従事する任期付職員の給料月額について、その者の受ける号給に応じた額とするため、常勤職員に適用される給料表を適用する等の規定の整備を行うものです。（第8条、第9条及び第11条）

#### （2）単身赴任手当の支給について

（1）の任期付職員のうち、短時間勤務職員に対し、新たに単身赴任手当の支給について規定するものです。（第11条）

### 3 施行日

令和4年4月1日

高根沢町条例第 号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年高根沢町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第8条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、特定任期付職員給料表（別表）を適用する。</p> <p><u>第9条 削除</u></p>          <p>第11条</p> <p>給与条例第8条から第9条の2までの規定は、<u>第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）</u>には、適用し</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第8条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、特定任期付職員給料表（別表第1）を適用する。</p> <p><u>第9条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員（以下この条及び第11条第1項において「一般任期付職員」という。）には、一般任期付職員給料表（別表第2）を適用する。</u></p> <p><u>2 一般任期付職員の職務の級は、その複雑、困難及び責任の度に基づき任期付職員給料表に定める職務の級に応じて一般任期付職員級別職務分類表（別表第3）に従い決定する。</u></p> <p><u>3 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（第11条第2項及び第3項において「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、一般任期付職員給料表に掲げる給料月額に、休暇等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</u></p> <p>第11条 <u>給与条例第3条から第4条までの規定は、一般任期付職員には、適用しない。</u></p> <p><u>2 給与条例第8条から第9条の2まで及び第10条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。</u></p>

ない。

2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第4条第3項、第5項及び第6項、第10条第2項第2号並びに第13条第2項の規定の適用については、給与条例第4条第3項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、休暇等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。」と、給与条例第4条第5項及び第6項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする」と、給与条例第10条第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年高根沢町条例第10号)第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」と、第13条第2項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

別表(第8条関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
(略)	(略)
5	608,000円
6	710,000円
7	830,000円

3 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第10条第2項第2号及び第13条第2項の規定の適用については、給与条例第10条第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年高根沢町条例第10号)第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」と、第13条第2項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

別表第1(第8条関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
(略)	(略)
5	607,000円
6	709,000円
7	829,000円

別表第2(第9条関係)

一般任期付職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	円 148,000	円 183,400	円 212,100	円 242,300	円 260,900

別表第3(第9条関係)

一般任期付職員級別職務分類表	
職務の 級	職務
1 級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務
2 級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3 級	主任主事又は主任技師の職務
4 級	困難な業務を行う主任主事又は主任技師の職務
5 級	主査の職務

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。